

第1 監査の対象

教育委員会事務局等（教育総務課、学校教育課、学校給食課、文化財課、野外教育センター）

第2 監査の期間

令和元年10月17日から令和元年12月16日まで

第3 監査の方法

令和元年度における財務に関する事務などが、法令等に基づき適正かつ効率的に行われているかについて、都市監査基準（平成27年8月27日全国都市監査委員会制定）に準拠し、関係書類等の抽出調査、関係職員からの説明聴取を行うとともに、必要な事項については実地調査を行った。

また、本監査の重点項目及び主な着眼点について、次のとおり設定した。

1 重点項目

(1) 契約に関する事務

- ア 契約の方法は、適正な理由により選択されているか。
- イ 契約金額、契約目的及び履行の期限その他契約の内容は適切か。
- ウ 契約の履行及びその確認は、適切に行われているか。

(2) 財産管理に関する事務

- ア 財産は適切に維持管理され、有効に使用されているか。
- イ 行政財産の目的外使用許可等は、適正に行われているか。

2 主な着眼点

(1) 収入に関する事務

- ア 調定、徴収、減免等は、根拠となる法令等に適合しているか。
- イ 現金等の受領、管理は、適正に行われているか。
- ウ 滞納状況の把握、記録は適切に行われているか。
- エ 督促等の手続は適時、かつ適正に行われているか。

(2) 支出に関する事務

ア 違法、不当な支出又は不経済な支出はないか。

イ 補助金は交付目的に合致し、手続は根拠となる法令等に適合しているか。

(3) 財産管理等に関する事務

ア 庶務事務は、適正に行われているか。

(4) 指定管理に関する事務

ア 指定管理者の指定は、根拠となる法令等に適合しているか。

イ 管理業務計画の履行及びその確認は、適切に行われているか。

第4 監査の結果

教育委員会事務局等の所管する事務は、おおむね適正に執行されていると認めた。

しかし、一部の課等において、次のとおり注意を要する事項が見受けられたので、速やかに適切な措置を講じられたい。

なお、各指摘事項は、業務の執行が法令等の定めに反しているものなど重要と判断するものを是正事項とし、それ以外のは注意事項と区分した。

1 注意事項

(1) 契約に関する事務

ア 工事等の完了確認が適切でなかったもの

工事及び修繕（建設業法第2条第1項該当）に係る契約において、完了通知が提出されていないものが見受けられた。

（教育総務課、学校給食課、野外教育センター）

(2) 財産管理に関する事務

ア 公有財産台帳の整備が適切でなかったもの

出川小学校の公有財産台帳（土地）について、附属図面が添付されていなかった。

（教育総務課）

イ 郵便切手類の管理が適切でなかったもの

返信用封筒に貼付のうえ多数保管された郵便切手について、郵便切手類出納簿が作成されていなかった。

（学校教育課）

ウ 備品の管理における事務手続きが適切でなかったもの

寄附された液晶テレビについて、備品台帳及び備品出納簿に登録されていなかった。また、廃棄処分されていたアンプについて、不用決定の手続きがされていなかった。(野外教育センター)

(3) 収入に関する事務

ア 行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの

職員等駐車場及び使用期間が6か月以上の電柱等に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。(教育総務課、野外教育センター)

(4) 支出に関する事務

ア 謝礼の支給に誤りがあったもの

放課後なかよし教室コーディネーターに係る活動時間の切り上げ処理の誤りにより、謝礼の一部が過支給となっていた。(学校教育課)

(5) 財産管理等に関する事務

ア 賃金の支給に誤りがあったもの

臨時職員出勤簿の記入誤り等により、賃金の一部が未支給や過支給となっていた。(教育総務課、学校教育課、野外教育センター)

第5 意見

地方自治法第199条第10項の規定に基づき、監査の結果に関する報告に添えて、経済性・効率性・有効性等の観点から次の意見を提出する。今後の事務の執行に当たっては、必要に応じて適切に対応されたい。

1 いじめ・不登校対策のさらなる推進を求めるもの（有効性）

いじめ認知件数や不登校児童生徒数が依然として高水準で推移する中、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）に基づき、本市では、市全体で子どもの健やかな成長を育み、いじめのない社会を目指して、いじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するため、平成29年2月に春日井市いじめ防止基本方針を策定し、有識者により構成される春日井市いじめ問題対策委員会を設置した。このほか、いじめ・不登校問題に関しては、いじめ・不登校相談室や保護者と学校のかけはし事業、スクール

カウンセラーの派遣などにより組織的に対応している。また、各学校においては、学校長を中心にいじめ・不登校に関する情報の共有を図るなど、いじめの発生防止と不登校児童生徒の解決に取り組んでいる。

全国的にいじめ認知件数が増加する中、本市においては、こうした取組により大幅な増加もなく、重大事態の発生のない状況にあるものの、平成 30 年度のいじめ認知件数は 434 件で、その解消率は 81.8%であった。また、不登校児童生徒数はここ数年増加傾向にある。

については、子どもたちの安全安心な教育環境の充実を図るため、保護者や教職員との情報共有はもとより、関係機関との連携を図り、だれもが利用しやすいいじめ相談の充実、不登校の未然防止を含む児童生徒等への支援など、いじめ・不登校対策のさらなる推進を求めるものである。

(学校教育課)